

塩竈市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

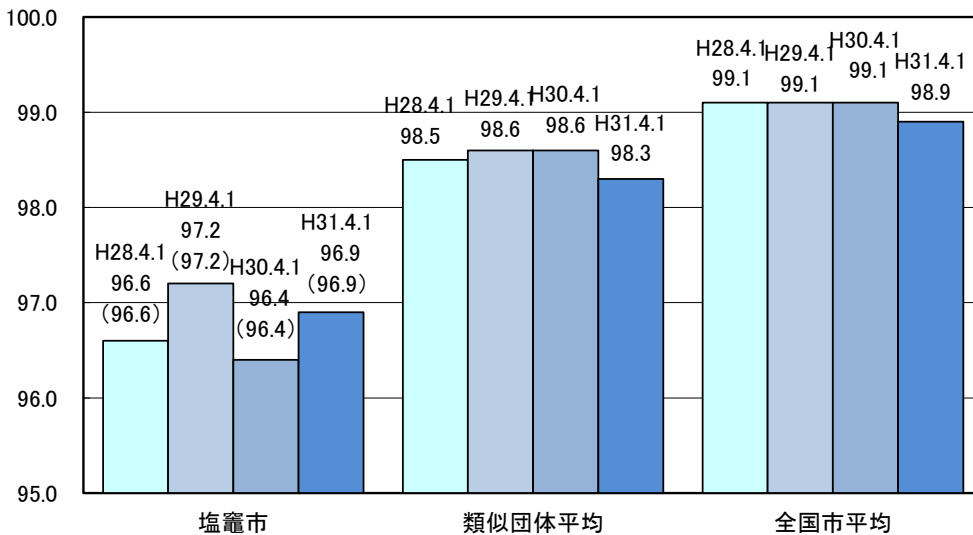
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成30年度	54,422	23,553,735	853,827	3,498,885	14.9	13.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	374	1,305,522	293,269	513,311	2,112,102	5,647	6,170

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 平成30年4月1日のラスパイレスの指数が、① 3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、② 3年連続で上昇している場合、③ 100を超えている場合について、その理由及び改善の見込みについて

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

①給料表の見直し

[**実施** ・ 未実施]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給に係る号給については据え置き、3級以上の級の高位号給については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施（企業職給料表（二）を除く）。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合)

国基準の支給割合を同じ ※塩竈市0%（国基準0%），支給地域に勤務する職員に対してのみ支給

支給対象地域	塩竈市の支給割合				国基準の支給割合			
	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後			4月1日時点	遡及改定後		
東京都特別区	18%	18%	18.5%	20%	18%	18%	18.5%	20%
宮城県仙台市	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
宮城県多賀城市	3%	5%	7%	10%	3%	5%	7%	10%
宮城県名取市	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
宮城県利府町	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
宮城県富谷町	3%	4%	5%	6%	3%	4%	5%	6%

(実施時期)

平成27年4月1日

③その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
塩竈市	41.7 歳	308,911 円	394,291 円	334,043 円
宮城県	42.2 歳	319,979 円	406,704 円	356,054 円
国	43.4 歳	329,433 円	円	411,123 円
類似団体	41.3 歳	309,709 円	398,167 円	355,160 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
塩竈市	50.0 歳	51	309,872 円	340,807 円	322,824 円	—	—	—	—
うち学校給食員	50.0 歳	12	298,667 円	309,926 円	305,500 円	調理士	44.6 歳	243,500 円	1.27
うち用務員	49.0 歳	10	309,870 円	331,434 円	324,020 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.57
うち清掃職員	50.5 歳	9	310,511 円	389,820 円	333,289 円	廃棄物処理業	45.9 歳	296,600 円	1.31
うちその他技能労務職	50.2 歳	20	316,310 円	341,969 円	327,910 円	—	—	—	—
宮城県	52.1 歳	163	309,394 円	350,247 円	331,517 円	—	—	—	—
うち学校給食員	55.5 歳	1	372,600 円	421,700 円	420,617 円	—	—	—	—
うち用務員	53.9 歳	79	310,300 円	345,011 円	331,613 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431	287,312 円	円	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	23	326,070 円	387,535 円	358,673 円	—	—	—	—

区 分	参 考				
	年 収 ベ ー ス (試 算 値) の 比 較				
	公務員(C)		民間(D)		C/D
塩竈市	5,581.6	千円	—	千円	—
うち学校給食員	5,185.8	千円	3,233.2	千円	1.60
うち用務員	5,458.3	千円	2,883.4	千円	1.89
うち清掃職員	6,162.0	千円	4,102.9	千円	1.50
うちその他技能労務職	5,619.5	千円	—	千円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成28年～30年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」のデータは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		塩 竈 市	宮 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	188,400 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	154,000 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	151,800 円	146,000 円
	中 学 卒	141,900 円	135,100 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	239,500 円	317,500 円	362,800 円	384,900 円
	高 校 卒	205,000 円	263,200 円	312,300 円	362,300 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	278,600 円	298,900 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

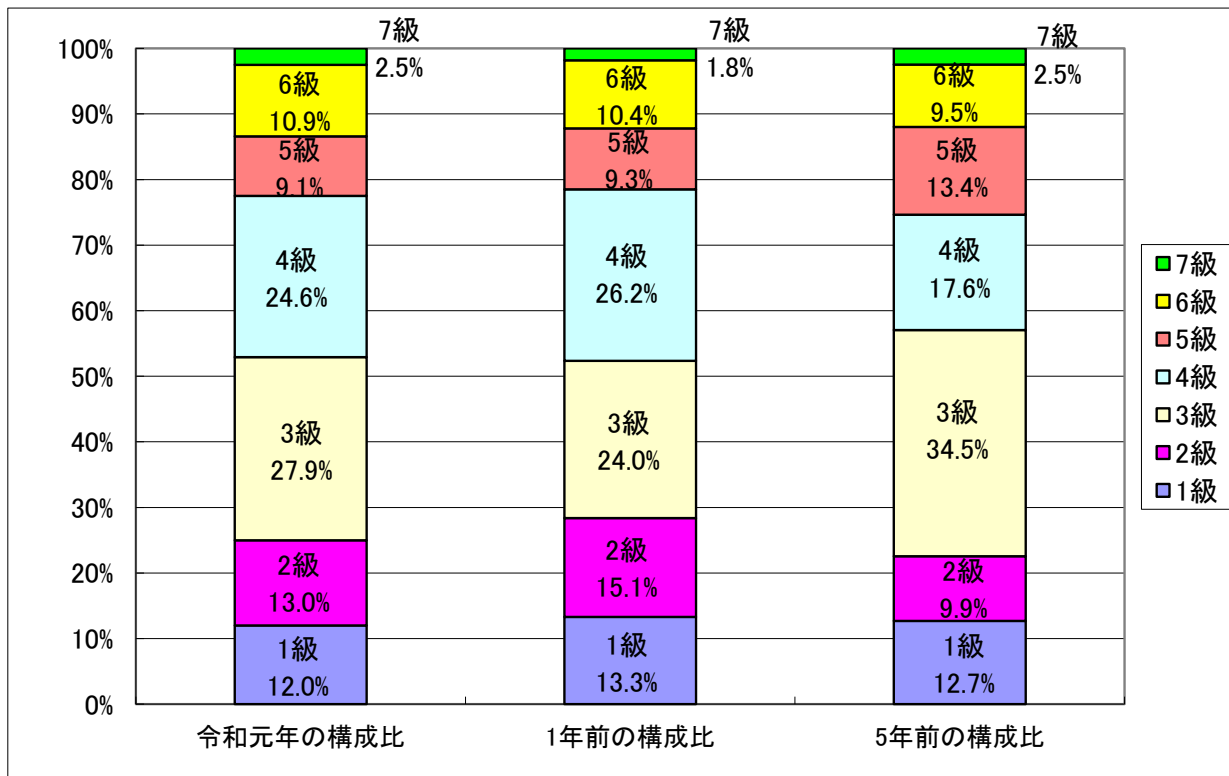
※技能労務職には、中学卒の職員が存在するが、経験年数が35年以上であるため掲載していない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

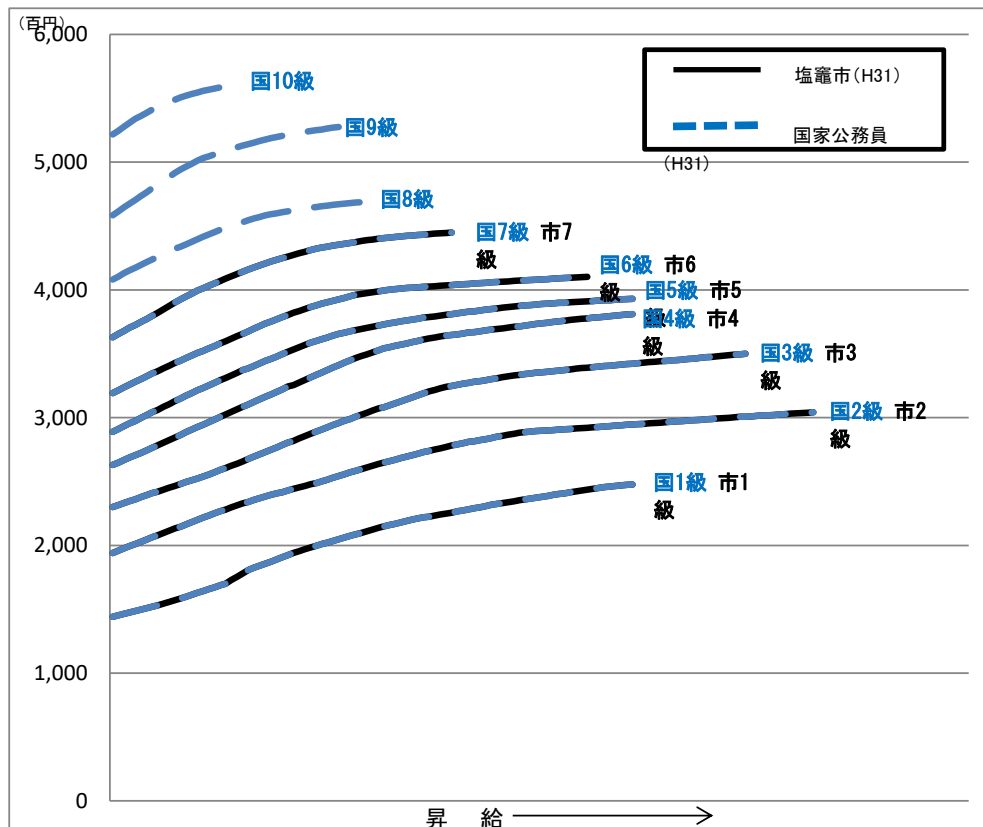
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	1 定形的な業務を行う職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主事、技師 33人	12.0%	144,100 円	247,600 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主事、技師 36人	13.0%	194,000 円	304,200 円
3 級	1 係長の職務又は職務の内容及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 2 困難な業務を処理する係長の職務又は職務の内容及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	係長、専門主査、主査 77人	27.9%	230,000 円	350,000 円
4 級	課長補佐の職務又は職務の内容及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	課長補佐、係長、専門主査、主査 68人	24.6%	263,000 円	381,000 円
5 級	課長の職務又は職務の内容及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	課長、課長補佐、主幹、副参事 25人	9.1%	288,900 円	393,000 円
6 級	次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	次長、参事、課長、副参事 30人	10.9%	319,200 円	410,200 円
7 級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	部長、理事 7人	2.5%	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 塩竈市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（塩竈市）

平成31年4月2日から令和2年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和2年度		令和2年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

塩 竈 市		宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,471 千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,761 千円		—	
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分		(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分		(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理者加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理者加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
※国家公務員の1人当たり平均支給額に関しては、未公表。

○勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）（塩竈市）

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和2年度		令和2年度	

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

塩 竈 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%）	
1人当たり平均支給額	6,707 千円	19,906 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		13,316 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		555 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	11 %	15 人	16 %
仙台市	6 %	7 人	6 %
多賀城市	10 %	0 人	10 %
富谷町	6 %	0 人	6 %
名取市, 利府町	3 %	0 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 （ラスパイレズ指数）			96.4 (96.4)

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

（普通会計分）

支給実績（平成30年度決算）	4,532 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	84 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	14.6 %
手当の種類（手当数）	10

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	直接の市税徴収事務従事職員	直接の市税徴収事務	月額3,700円（ただし、応援従事者の場合 日額180円）
防疫業務手当	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護作業従事者及び感染症の病原体が付着し、又は付着の疑いのある物件の処理作業従事者	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護作業及び感染症の病原体が付着し、又は付着の疑いのある物件の処理作業	1回300円
特別手当	道路上作業従事者（交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業に限る。）	道路上作業（交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業に限る。）	日額300円
	清掃工場に勤務する職員	清掃工場勤務	日額1,600円
	環境課勤務の不法投棄された危険な廃棄物処理作業従事者	環境課勤務の不法投棄された危険な廃棄物処理作業	日額200円
	社会福祉事務所に勤務する現業従事者及び指導監督を行う者	社会福祉事務所に勤務する現業従事者及び指導監督	月額3,700円
	行旅病死人取扱業務従事者	行旅病死人取扱業務	1回1,500円
	保健指導業務に従事する保健師（精神保健の訪問指導業務に限る。）	保健指導業務（精神保健の訪問指導業務に限る。）	日額180円
	用地買収交渉及び区画整理に伴う移転補償交渉の外勤業務従事者	用地買収交渉及び区画整理に伴う移転補償交渉の外勤業務	日額350円
	魚市場管理事務所に勤務する職員及び学校用務員で施設維持管理等における汚水・排水・有害物等取扱業務従事者	魚市場管理事務所勤務及び学校用務員で施設維持管理等における汚水・排水・有害物等取扱業務	日額300円
	市長が特に定めるもの	市長が特に定めるもの	—

(5) 時間外勤務手当

(普通会計分)

支給実績(平成30年度決算)	167,261 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	501 千円
支給実績(平成29年度決算)	175,253 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	533 千円

(6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

(普通会計分)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 1.配偶者、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫・弟妹、満60歳以上の父母・祖父母 1人につき6,500円 2.満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき10,000円 3.子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき5,000円加算	同じ	なし	35,307 千円	234 千円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア、月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額-12,000円 イ、月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+家賃-23,000円/2 で27,000円を限度とする	同じ	なし	31,755 千円	291 千円
通勤手当	1.交通機関などの利用者 通勤相当額で55,000円を限度 2.交通用具の使用者 自転車など(自転車、原動機付き自転車、自動車)の交通用具使用者は使用距離(片道)により2,000円~24,500円を支給	同じ	なし	19,175 千円	69 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき規定する給料表に掲げられている給料額を支給	同じ	なし	25,865 千円	69 千円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員	同じ	なし	48 千円	24 千円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員	同じ	なし	0 千円	0 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員	同じ	なし	0 千円	0 千円
災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員	同じ	なし	8,448 千円	1,408 千円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	989,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 455,000 円	
	副 市 長	805,000 円 (円)	885,000 円 / 620,000 円	
報 酬	議 長	498,000 円 (円)	737,000 円 / 357,000 円	
	副 議 長	437,000 円 (円)	653,000 円 / 294,000 円	
	議 員	409,000 円 (円)	591,000 円 / 266,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成30年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 989,000円×在職月数×0.44	(1期の手当額) 2,089万円	(支給時期) 原則任期満了毎であるが、申出があった場合は次期任期への通算も可
	副 市 長	805,000円×在職月数×0.26	1,005万円	原則任期満了毎であるが、申出があった場合は次期任期への通算も可
	教 育 長	682,000円×在職月数×0.21	687万円	原則任期満了毎であるが、申出があった場合は次期任期への通算も可

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 3 期末手当は給料、報酬月額に15%の役職加算を行って算定を行う。

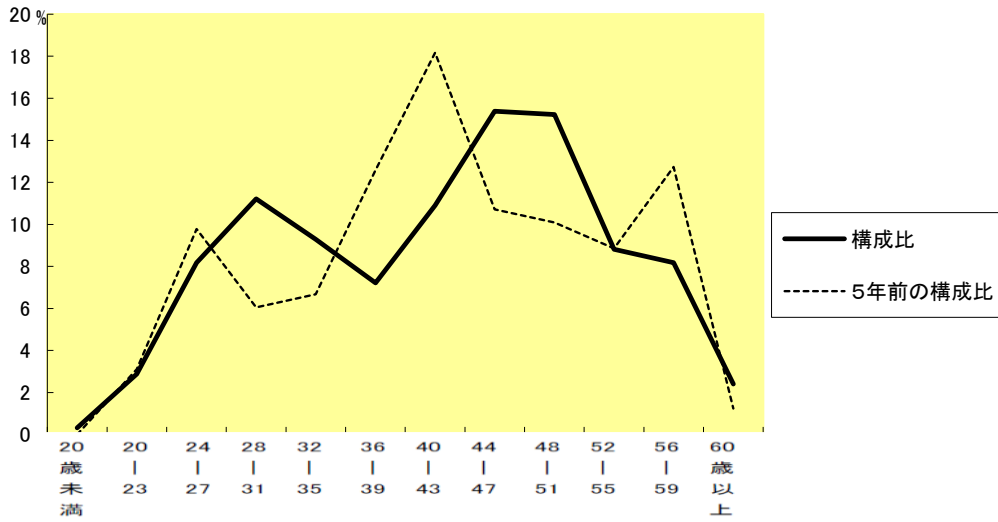
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成31年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年度 増減	主な増減理由
		平成30年度	令和元年度		
一般行政部門	議会	6	6	0	
	総務企画	82	82	0	
	税務	25	25	0	
	民生	88	88	0	
	衛生	32	32	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	12	12	0	
	商工	14	14	0	
	土木	46	45	△ 1	事業縮小による削減
	小計	306	305	△ 1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 56.04 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 人)
特別行政部門	教育	68	66	△ 2	一部業務の外部委託等による
普通会計		374	371	△ 3	<参考> 人口10,000人当たり職員数 68.17 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 人)
公営企業等会計部門	病院	161	162	1	職員採用等による
	水道	32	31	△ 1	事務の縮小による削減
	交通	13	13	0	
	下水道	16	16	0	
	その他	32	31	△ 1	体制見直し
	小計	254	253	△ 1	
合計		628 [674]	624 [674]	△ 4 [674]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 114.66 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	18人	51人	70人	58人	45人	68人	96人	95人	55人	51人	15人	624人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	317	315	308	307	306	305	△ 10 (△3.8%)
教育	75	70	73	71	68	66	△ 9 (△12.0%)
普通会計	392	385	381	378	374	371	△ 19 (△5.4%)
公営企業等会計	253	250	250	248	254	253	△ 5 (0.0%)
総合計	645	635	631	626	628	624	△ 24 (△3.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成30年4月1日～令和5年4月1日における定員管理の数値目標

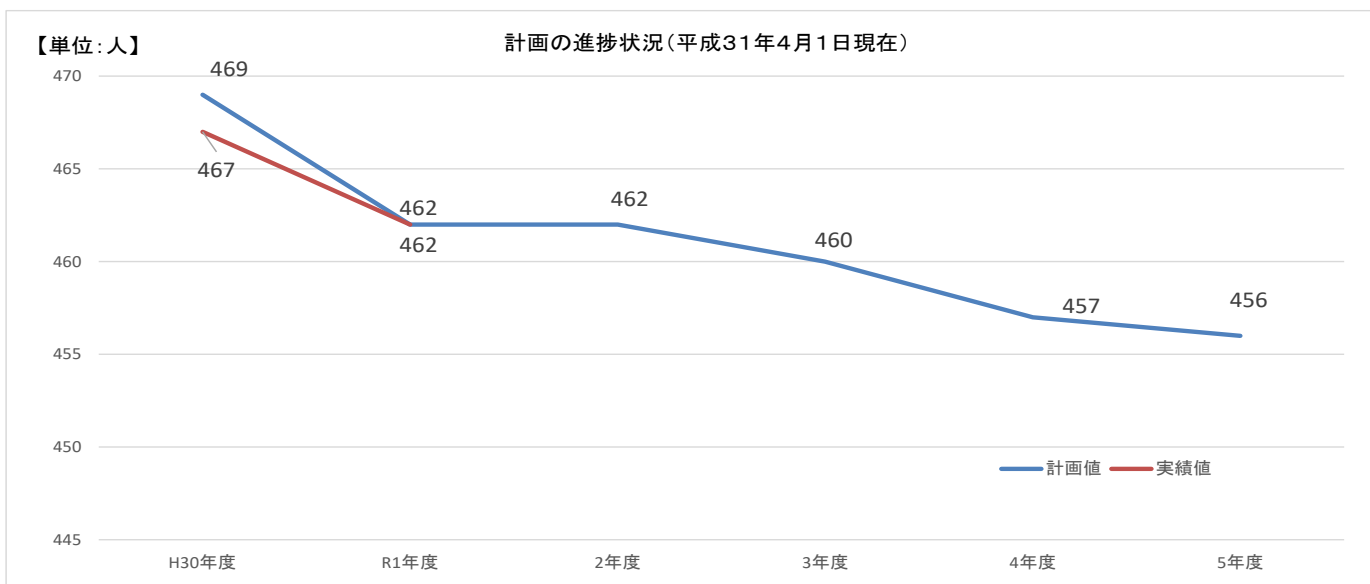
平成30年4月1日 職員数（計画値）	令和5年4月1日 職員数	数値目標	削減率
469 人	454 人	△ 15 人	△2.8 %

計画期間	
始期	終期
平成30年4月1日	令和5年4月1日

②計画の年次別進捗状況（実績）の概要

部門	区分	H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	H30～R1年度 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計画終期		
一般行政	職員数	306	305	307	306	313	314		314
	増減		△ 1	2	△ 1	7	1	△ 1 (-13%)	8
教育	職員数	68	66	66	65	55	54		54
	増減		△ 2	0	△ 1	△ 10	△ 1	△ 2 (14%)	△ 14
公営企業 等会計	職員数	93	91	89	89	89	88		88
	増減		△ 2	△ 2	0	0	△ 1	△ 2 (40%)	△ 5
計	職員数	467	462	462	460	457	456		456
	増減		△ 5	0	△ 2	△ 3	△ 1	△ 5 (45%)	△ 11

- (注) 1 計画期間は平成30年度～令和4年度の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は各年度の欄にあっては対前年度比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降
 現年までの職員増減数の累計を示す。
 4 上記は市立病院を除く数値



7 職員の任免状況

(1) 職員の採用状況(平成30年度)

区分	競争試験			選考			計	
	男性	女性	計	男性	女性	計		
職種	一般事務	7	9	16	1	0	1	17
	医師	0	0	0	3	1	4	4
	看護師・医療技術職	1	6	7	0	0	0	7
	計	8	15	23	4	1	5	28

(2) 職員の退職状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

区分	男性	女性	計
定年退職	5	4	9
勸奨退職	1	1	2
死亡退職	0	0	0
その他	8	7	15
計	14	12	26

(3) 派遣職員の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

① 派遣している職員

派遣先	人数
宮城県	1
後期高齢者広域連合	1
塩釜地区消防事務組合	3
計	5

② 派遣されている職員

派遣元	人数
宮城県	0
宮城県教育委員会	1
塩釜地区消防事務組合	1
計	2

(4) 身体障害者の任用状況(平成31年4月1日現在)

職員数	左記のうち障害のある職員数		
	普通障害者数	特定障害者数	計
624	5	1	6

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休息・休憩時間の状況(平成31年4月1日現在)

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分 (1日7時間45分)	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで

(2) 年次休暇の取得状況(平成30年中)

区分	対象職員数	付与日数(a)	取得日数(b)	平均取得日数	取得率(b)/(a)
市長部局	329	12,645	3,640.1	11.1	28.8
教育委員会教育部	67	2,574	683.2	10.2	26.5
水道部	31	1,227	402.7	13	32.8
市立病院	143	5,540	1,495.5	10.5	27.0
計	570	21,986	6,221.5	10.9	28.3

(3)時間外勤務及び休日勤務の状況(平成30年度)

単位:時間

区分	時間外・休日勤務総時間数	職員1人あたり時間外・休日勤務時間数
市長部局	86,587	256.2
市立病院	29,784	190.9
教育委員会教育部	10,996	169.2
水道部	3,431	122.5
計	130,798	222.8

※職員数は平成30年度給与実態調査より

※夜間勤務を含む

(4)特別休暇制度の状況(平成31年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間
1 選挙権その他の公民権の行使	必要と認められる期間
2 証人、参考人等としての官公庁への出頭	〃
3 骨髄バンクへの登録及び骨髄移植等	〃
4 ボランティア活動	1の年において5日の範囲内の期間
5 結婚する場合	連続する7日以内で必要と認められる期間
6 妊娠に起因する障害(つわり)	10日以内で必要と認められる期間
7 妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間又は1日2回それぞれ30分
8 母子保健法による保健指導、健康診査	必要と認められる期間
9 妊娠中の健康保持のための休息又は補食	〃
10 妊娠12週間未満の流産	10日以内で必要と認められる期間
11 産前休暇	産前8週間以内(多胎妊娠14週以内)
12 産後休暇	産後8週間
13 生後満1歳に達しない子の育児	1日1時間又は1日2回それぞれ30分
14 生理日において業務困難な場合	2日以内
15 妻の出産(出産予定日14日前から出産後14日)	3日以内
16 妻の出産による子の養育	5日以内
17 小学校就学前の子の看護	5日以内(2人以上いる場合は10日)
18 要介護者の介護	〃
19 乳幼児の健康診査、予防接種等の介助	必要と認められる期間
20 親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ1日から10日
21 父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1日以内
22 夏季における心身健康維持増進等	7月から9月の期間内において3日以内
23 災害、交通機関等の事故時の不可抗力	必要と認められる期間
24 結核性疾患による勤務軽減	〃
25 通信教育等の面接授業への出席	〃
26 子の看護(感染症の場合)	〃
27 職務遂行に必要な資格試験等を受ける場合	〃
28 公共団体から表彰を受ける場合	〃
29 公共団体主催の運動競技会への選手又は役員	〃
30 職務に関連がある海外視察、派遣団への参加	〃
31 その他任命権者が特に必要と認める場合	承認を得た期間

(5)育児休業取得の状況(平成30年度)

区分	育児休業の承認	平成29年度から引き続いている者
市長部局	11	7
教育委員会教育部	0	1
水道部	0	0
市立病院	3	6
計	14	14

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況(平成30年度)

(件)

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	26	0	26
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
計	0	0	26	0	26

(2)懲戒処分の状況(平成30年度)

(件)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	1	0	1
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	0	0	1	0	1

10 職員の服務の状況

(1)職務専念義務免除の状況

職務専念義務は、次の場合に限り免除されます。

- ①職員団体等の適法な交渉へ参加する場合
- ②研修を受ける場合
- ③厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ④公民権を行使する場合
- ⑤証人等として裁判所、議会等出頭する場合
- ⑥特別職又は他の地方公共団体の職を兼ね、従事する場合
- ⑦市行政の運営上特に必要な団体の役職員の職に従事する場合
- ⑧措置要求等、及びその審査のため出頭を求められた場合

(2)営利企業等従事許可の状況(平成30年度)

区分	市長部局	教育委員会教育部	水道部	市立病院	計
営利を目的とする会社、その他の団体の役員、 顧問、評議員及びこれに準ずる職員の地位を 兼ねる場合	1	0	0	0	1
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1	0	0	0	1
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	2	0	0	0	2
計	4	0	0	0	4

11 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益保護の状況

(1)勤務条件に関する措置要求の状況

該当なし

(2)不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

該当なし

1.2 公平委員会の業務の状況

(1) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置

該当なし

(2) 職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決、決定

該当なし

1.3 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 平成30年度研修実績

研修名	実績(人)	開催場所
階層別研修	54	
新規職員採用研修	14	宮城県市町村職員研修所
一般職員研修Ⅰ(採用時5年経過時)	18	〃
一般職員研修Ⅱ(採用時10年経過時)	2	〃
監督者研修Ⅰ(新任係長程度)	5	〃
監督者研修Ⅱ(係長程度)	4	〃
管理者研修Ⅰ(課長補佐程度)	4	〃
管理者研修Ⅱ(新任課長級)	4	〃
管理者研修Ⅲ(現任課長級)	3	〃
階層別以外の主な研修	52	
ファンリテーション研修	2	宮城県市町村職員研修所
クレーム対応研修	2	〃
折衝力・交渉力・プレゼン研修	3	〃
タイムマネジメント研修	7	〃
契約事務研修	3	〃
民法研修	5	〃
条例・規則作成研修	5	〃
コミュニケーション向上研修	1	〃
コーチングスキル講座	1	〃
OA研修(WORD, EXCEL, ACCESS等)	19	〃
心と身体の健康セミナー	2	宮城県市町村職員共済組合
提案を実現するための技法	1	全国市町村国際文化研究所
これからの自治体業務改革	1	〃
市主催研修	389	
新規採用職員研修(事前研修)	14	市役所会議室等
新規採用職員研修(採用時研修)	22	〃
新規採用職員研修(6か月研修)	14	〃
学校給食調理従事者研修会	20	〃
保育所職員全体研修会	105	〃
個人情報の取扱い・情報システムに関するセキュリティ研修	52	〃
人事評価研修	37	〃
メンタルヘルス研修	16	〃
会計等実務研修	66	〃
委託契約事務研修	43	〃
実績人数計	495	

(2) 勤務成績の評定の概要

平成31年1月の昇給においては、管理者からの内申に基づいて、昇給を行っている。

1.4 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数(人)	内 容 等
定期健康診断	433	塩竈市安全衛生管理規程に基づく定期健康診断(市立病院職員・人間ドック受診者は除く)
深夜業従事職員健康診断	6	労働安全衛生規則第45条第1項(深夜業を営む業務)該当職員の検診
人間ドック	205	市町村職員共済組合実施の一般検診(30歳以上の希望者)
脳検診	56	市町村職員共済組合実施の脳検診(40歳以上の希望者)
胃腸病検診	94	塩竈市安全衛生管理規程に基づくX線間接撮影(25歳以上の希望者)
乳がん検診	164	塩竈市安全衛生管理規程に基づく触診・マンモグラフィ等(30歳以上女性希望者)
子宮がん検診	286	塩竈市安全衛生管理規程に基づく頸部・体部細胞診(20歳以上女性希望者)
B型肝炎抗体検査	1	事前にB型肝炎に感染していないか、抗体を持っているかの血液検査(保健師対象)
破傷風予防接種	2	破傷風予防の為、環境課・下水道課職員を対象に実施

(2) 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)や通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

・平成30年度の補償等の状況

(単位:件)

補 償				福祉事業
療養補償	障害補償	遺族補償	計	
2	0	0	2	0

1.5 職員互助組織の設置

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互扶助による福祉の増進のために条例等に基づき職員互助組織を設置し、職員の健康増進や元気回復、生活の安定を図っています。

職員互助組織の主な事業としては、職員の会費で給付事業や福利厚生事業等を実施しています。

※平成21年度から職員互助組織への公費負担は行っておりません。

1. 給付事業(平成31年4月1日現在)

①出産祝金 ②入学祝金 ③弔慰金 ④結婚祝金 ⑤銀婚祝金 ⑥退会金
⑦罹災見舞金 ⑧傷病見舞金 ⑨調整給付金 ⑩研修給付金 ⑪卒業祝金

2. 福利厚生事業(平成31年4月1日現在)

① スポーツ・文化活動助成
② レクリエーション事業
③ 委託利用施設助成

3. その他事業(平成31年4月1日現在)

①生保・損保団体取扱、全国市長会任意共済保険等
②全国市長会個人年金共済等
③物資購入資金等の貸付
④互助会売店